



呉市立小・中学校 共同事務センターだより

平成30年7月発行
第4号

担当 蒲刈共同事務センター

今年の夏も暑さ厳しい日々が続きます。体調に留意してのりきりましょう。
今月は、夏季における休暇等を紹介します。
休暇等の取得の際には事前に諸帳簿へ記入・提出し、承認を受けましょう。



県費負担教職員

◆夏季における休暇等について

休暇等の種類（申請できる期間）	申請できる日数	処理簿
夏季休暇（7/1～9/30）	原則として連続する3日以内 【1日を単位とする】	特別休暇票
夏季厚生計画（7/1～9/30）	2日以内 【1日を単位とする】	職務専念義務免除承認票

※再任用短時間勤務職員等、任用形態により異なる場合がありますので、不明な場合はお尋ねください。

◆特別休暇票・職務専念義務免除承認票の記入例 (勤務時間8:15～16:45 休憩時間12:15～13:00の場合)



特別休暇票

◇夏季休暇

◇交通遮断休暇

申請欄														
申請日		期 間						時 数			事 由	申請印		
月	日	か	ら	ま	で	日	時	分	日	時	分	第 24 号		
8	1	8	13	8	15	8	15	16	45	3			夏季休暇	印
9	10	9	10	8	15	9	10	9	25	1	10		第 2 号 強風による安芸灘大橋通行止め	印

職務専念義務免除承認票

◇夏季厚生計画

◇人間ドック等
(必要な時間)

◇健康診断等再検査
(1回のみ)

◇器官別検診
(必要な時間)

◇リフレッシュ厚生計画

申請欄														
申請日		期 間						時 数			事 由	申請印		
月	日	か	ら	ま	で	日	時	分	日	時	分			
7	20	7	23	8	15	7	24	16	45	2			夏季厚生計画参加	印
7	30	7	31	8	15	7	31	16	45	1			指定年齢検診 人間ドック	印
8	1	8	3	8	15	8	3	12	15		4		健康診断再検査	印
8	6	8	7	13	45	8	7	15	45		2		レディース検診	印
8	20	8	22	8	15	8	24	16	45	3			リフレッシュ厚生計画参加	印

対象者…4月1日現在 満40歳・満50歳の方 連続3日以内（休日をはさんでの分割は可能）
業務の都合により、該当年度に参加できなかった場合は、翌年度に限り参加することができます。

呉市教職員定期健康診断は、「出張」です。事前に「旅行命令簿」を提出しましょう。

◆教員免許状更新講習について

教員免許状更新講習を受講する場合は、『普通研修承認簿』によって校長の承認を得て、受講後は『研修報告書』を提出しましょう。



◆海外旅行について

海外旅行をする場合は、『旅行届』を校長に提出しましょう。校長の3日を超える私用旅行は、国内旅行でも教育委員会へ旅行届の提出が必要です。

県費負担非常勤講師(勤務時間制)

1か月の勤務日数が20日以上又は1か月の勤務時間が116時間15分以上である非常勤講師(授業担当非常勤講師を除く。)は夏季休暇が取得できます。

市費支弁職員

◆特別休暇について



休暇等の種類 (請求できる期間)	請求できる日数	任用形態
夏季休暇 (7/1~9/30)	できるだけ連続する3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
自主研究休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員
	2日 1日又は30分を単位とする	学校業務嘱託職員, 非常勤職員(週28時間以上勤務するパート職員を含む)
ボランティア休暇 (通年)	3日 1日又は30分を単位とする	正規職員, 再任用職員

◆特別休暇票の記入例

正規職員, 再任用職員

(正規職員, 再任用職員・・・勤務時間8:15~16:45 休憩時間12:15~13:00の場合)

	期 間	特 別 休 暇						理 由 欄	請求印
		療休	長療	産休 育診	生理	忌引	公災 その他		
◇夏季休暇 →	8月13日 時 分	3日 時間						夏季休暇	印
	8月15日 時 分						✓		
◇自主研究休暇 →	8月22日 時 分	3日 時間						自主研究休暇	印
	8月24日 時 分						✓		

学校業務嘱託職員, 非常勤職員(週28時間以上勤務するパート職員を含む)

(学校業務嘱託職員・・・勤務時間8:15~16:30 休憩時間12:00~13:00の場合)

◇自主研究休暇 →	7月26日 8時15分	15時間						自主研究休暇	印
	7月27日 16時30分						✓		
	7月30日 8時15分	1時間						自主研究休暇	印
	7月30日 9時15分						✓		

※週28時間以上の非常勤職員(学校業務嘱託職員など)が自主研究休暇を取得する場合、「請求できる日数」の1日は8時間換算とする。



服務「一問一答」

平成30年4月休暇制度Q&A 夏季休暇 Q3

Q 週休日である土曜日と日曜日を挟んで、木曜日、金曜日及び翌週の月曜日を夏季休暇として取得できるか。

A 夏季休暇は、「週休日, 休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間」で取得できることとされているので、本事例のように取得することもできる。